

判決年月日	平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成22年（行ケ）10171号		
○ 本願商標が引用商標と類似するとした拒絶査定を維持した審決が，事後的に引用商標（一部の指定役務に係る部分）が不使用取消審判によって取り消されたことを取引の実情として考慮した上で，本願商標と引用商標とは類似しないとして取り消された事例			

（関連条文）商標法 4 条 1 項 1 1 号，5 0 条 1 項

（要旨）

本件は，英国籍の原告が，英国において本願商標（青色横長の長方形の図形の左端に，地球とトランクの図柄を配し，上記長方形内中央に，白抜きで「BOOKING」の文字と，薄い青色で「.COM」の文字とを組み合わせた結合商標）につき国際登録出願をし，同商標につき国際登録がされたところ，締約国官庁たる日本国特許庁から拒絶査定を受け，これに対する不服審判請求においても請求不成立の審決を受けたため，その取消しを求めた事案である。

本件において，原告は，審決後に，引用商標（左下角部中央に向けてややぼかしを施した黒色の正方形内に，左下角部を分割する形で，白抜きの太線で 2 つの半円弧を配し，さらに，中央部に白抜きで「Book-ing」の文字とを組み合わせた結合商標）の指定役務の一部に係る部分につき商標法 5 0 条 1 項に基づく不使用取消審判を請求したところ，認容審決がなされ，確定した。

本判決は，本願商標と引用商標とは，外観は相当異なり，観念は「予約」との部分で一部共通し，称呼は原則として「ブッキング」との共通部分があり，これらの諸要素に，不使用取消審判により認められた平成 1 9 年 5 月 2 1 日からの引用商標（指定役務の一部に係る部分）不使用の実情を総合考慮すると，審決時（平成 2 2 年 4 月 1 9 日）において，本願商標と引用商標とが類似するとはいえないと認めるのが相当であり，本願商標は商標法 4 条 1 項 1 1 号には該当しないとして，上記審決を取り消した。